

令和4年度 守谷市特定不妊治療費助成事業のご案内

＜治療期間の初日が令和4年4月1日以降のかた＞

<p>対象となる治療及び費用</p>	<p>産科、婦人科若しくは産婦人科又は泌尿器科を標榜する医療機関で実施した 体外受精又は顕微授精 （これらの治療の過程で行う精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術（男性不妊治療）も含む）</p> <p>※令和4年3月31日以前に行った体外受精又は顕微授精により作られた受精胚による凍結胚移植（令和4年度茨城県不妊治療費助成事業の対象となる治療を除く）も対象となります。</p> <p>※保険診療（保険適用）・自由診療（保険適用外）かは問いません。</p> <p>※1回の治療に要した費用全てが対象です。</p> <p>※夫婦以外の第三者からの精子・卵子・胚の提供、借り腹、代理母によるものは対象外です。</p>
<p>対象者</p>	<p>次のすべての要件に該当するご夫婦 ※年齢制限はありません</p> <p>①体外受精又は顕微授精以外の治療法によっては妊娠の見込みがない又は極めて少ないと医師に診断され、治療を受けた夫婦（事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）</p> <p>②申請日時点で、夫婦のいずれかが守谷市の住民基本台帳に登録されていること</p> <p>③市税の滞納がないこと</p>
<p>助成額</p>	<p>1回の治療につき、上限5万円 ※回数制限はありません</p> <p>※1回の治療とは、別表に定める採卵（以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施する場合は、凍結胚移植）までの薬品投与から妊娠の有無の確認（胚移植を実施できなかった場合は、終了又は中止となった治療）までの特定不妊治療の一連の過程をいうものとします。助成対象となる治療とその範囲は、令和4年度茨城県不妊治療費助成事業と同じです（次頁別表参照）。</p> <p>※男性不妊治療は、上記のほか、5万円を限度に助成します。</p> <p>※医療機関で支払った額が5万円に満たない場合は、当該支払った額となります。</p>
<p>申請期間</p>	<p>令和5年3月31日まで（土日祝日、年末年始を除く）</p> <p>※3月末日までに申請できない方は、守谷市保健センターにご連絡ください。</p>



【お問い合わせ・申請窓口】

守谷市保健センター 電話：0297-48-6000

<別表> 特定不妊治療の治療分類と助成対象範囲

治療内容	採卵まで				採精(夫)	受精 前培養(虚精・顕微授精)・培養	胚移植					妊娠の有無の確認 ※1 (胚移植のおおむね1~2週間後)	助成対象範囲
	薬品投与 (自然周期で行う場合もあり)	薬品投与 (注射)	採卵	新鮮胚移植 胚移植			黄体期補充療法	胚凍結	凍結胚移植				
									薬品投与 (自然周期で行う場合もあり)	胚移植	黄体期補充療法		
平均所要日数	14日	10日	1日	1日	2~5日	1日	10日		7~10日	1日	10日	1日	
新鮮胚移植を実施	■											助成対象	
凍結胚移植を実施※2	■						■						
以前に凍結した胚を解冻して胚移植を実施	■						■						
体調不良等により移植のめどが立たず治療終了	■						■						
受精できず 又は、胚の分割停止、変性、多精子受精等の異常受精等により中止	■						■						
採卵したが卵が得られない、 又は、状態のよい卵が得られないため中止	■						■						
卵胞が発育しない、又は排卵終了のため中止	■						■					対象外	
採卵準備中、体調不良等により治療中止	■						■						

※1 「妊娠の有無の確認」とは、陽性判定・陰性判定にかかわらず、胚移植からおおむね2週間後に確認をした場合。

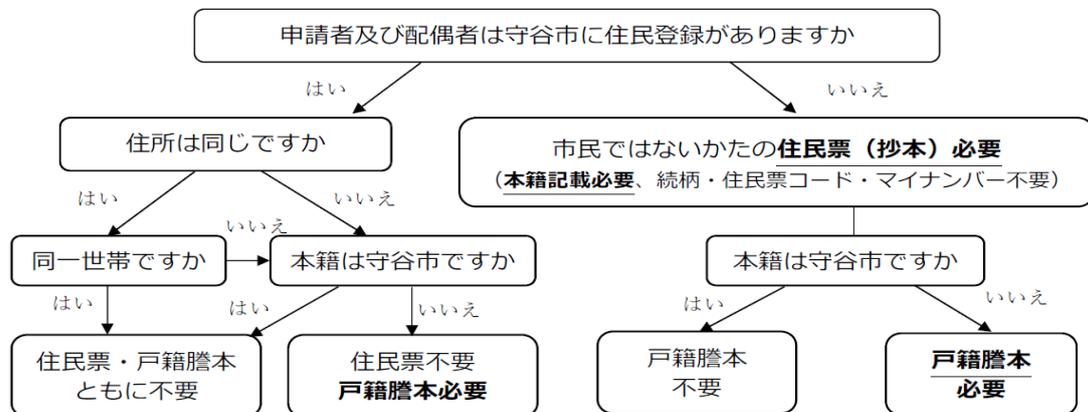
※2 採卵・受精後、1~3周期程度の間隔をあけて母体の状態を整えてから胚移植を行うとの当初からの治療方針に基づく治療を行った場合。

(注) 採卵にいたらないケース(女性への侵襲的治療のないもの)は対象となりません。ただし、採卵準備前に男性不妊治療を行ったが、精子が得られない又は状態の良い卵子が得られないため治療を中止した場合に限り、採卵をしていなくても助成の対象とします。

採卵準備前に男性不妊治療を行ったが、精子が得られない又は状態の良い精子が得られないため治療を中止した場合は、男性不妊治療にかかった費用のみ助成の対象となります。

申請に必要な書類	備考
① 守谷市特定不妊治療費助成金交付申請書兼請求書	保健センターの窓口にあります
② 守谷市特定不妊治療費医療機関受診証明書	保健センターの窓口にあります
③ 守谷市特定不妊治療費医療機関受診証明書(男性不妊治療用)	男性不妊治療を行った場合
④ 特定不妊治療に要した費用の領収書の写し	
⑤ 男性不妊治療に要した費用の領収書の写し	男性不妊治療を行った場合
⑥ 夫婦の住所及び夫婦であることを証する書類	市が保有する情報で確認できる場合は省略可
⑦ 市税の滞納がないことを証する書類	市が保有する情報で確認できる場合は省略可
⑧ 振込口座のわかるもの	通帳等

※ ②夫婦の住所及び夫婦であることを証する書類について※



※住民票, 戸籍謄本は発行日から3ヶ月以内のもの(発行日後変更がないものに限り)

※事実婚関係にある方は、両人が同一世帯であること及び他に法律上の配偶者がいないことの確認のため、両人の住民票と戸籍謄本をご提出ください。

